湘南医療大学大学院　学則

（平成31年４月１日制定）
（令和３年４月１日改正）
（令和４年４月１日改正）
（令和５年４月１日改正）
（令和６年４月１日改正）
（令和７年４月１日改正）

目次

第１章　総則 2
第１節　目的 2
第２節　研究科の構成 2
第３節　学年、学期及び休業日 3
第２章　通則 4
第１節　修業年限及び在学年限 4
第２節　入学、転入学及び再入学 4
第３節　教育方法、教育課程、単位及び履修方法 6
第４節　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 7
第５節　課程の修了及び学位の授与等 8
第６節　賞罰 8
第７節　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生 9
第８節　入試検定料及び学生納付金 9
第３章　補則 9

第１章　総則

第１節　目的

（目的）

第１条　湘南医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の理念に基づき、保健医療学の学理及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、健康と福祉社会の進展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価等）

第２条　本大学院の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本大学院は、前項の自己点検評価及び評価の結果について政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

３　自己点検及び自己評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

（情報の公表）

第３条　本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第４条　本大学院は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

第２節　研究科の構成

（研究科）

第５条　本大学院に置く研究科、専攻、課程及び学生定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別	入学定員	収容定員
保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士課程	12	24
		博士後期課程	3	9

２　研究科は、専攻及び課程の人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を別表１及び別表２に定める。

３　研究科は、前項の目的を達成するために、専攻及び課程の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針並びに入学者の受入の方針を別表３に定める。

（教職員）

第６条　本大学院に、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他職員を置くことができる。

（研究科長）
第７条　研究科に研究科長を置く。
２　研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

（大学院運営管理会議）
第８条　本大学院の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るために、大学院運営管理会議を置く。
２　大学院運営管理会議に関し必要な事項は、別に定める。

（研究科委員会）
第９条　本大学院に、保健医療学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）を置く。
２　研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（委員会）
第10条　本大学院に、本大学院運営に必要な委員会を置くことができる。
２　委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第３節　学年、学期及び休業日

（学年）
第11条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学期）
第12条　学年を分けて、次の２学期とする。
前期　４月１日から９月30日まで
後期　10月１日から３月31日まで
２　学長は必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

（休業日）
第13条　休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日
(3) 創立記念日
(4) 春期休業日
(5) 夏期休業日
(6) 冬期休業日
２　学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第２章　通則

第１節　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 14 条　本大学院の修業年限は、修士課程は２年、博士後期課程は３年とする。ただし、本条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修制度」という。）ができる。

（在学年限）

第 15 条　学生は本大学院においては、修士課程にあっては４年、博士後期課程にあっては６年を超えて在学することができない。

２　前項にかかわらず、第 21 条又は第 22 条の規定により入学を許可された学生は、第 21 条第２項又は第 22 条第２項により定められた修業年限の２倍の年数を超えて在学することはできない。

３　前２項にかかわらず、学長が、教育上特別必要があると認めた場合は、この限りではない。

第２節　入学、転入学及び再入学

（入学の時期）

第 16 条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第 21 条及び第 22 条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

（入学の資格）

第 17 条　本大学院の修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において学校教育の 16 年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

２　本大学院の修士課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 看護学、理学療法学、作業療法学などの医療保健分野においては、学士課程卒業レベルの知識・技術を有している者

(2) 助産師国家試験受験資格を希望する者は、保健師助産師看護師法に規定する、看護師免許を有する（取得見込を含む）女子

３　本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する資格をもち、所定の試験に合格した者とする。ただし、第１号から第６号までに関しては、入学の前年度末までにこれに該当することとなる者を含むものとする。

(1) 修士の学位または専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
(6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
(7) 大学院において個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

4　本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は、前項の規定を充足し、かつ次の号に該当する者でなければならない。
(1) 看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士等の保健医療の専門職資格を有する者であって、保健医療学分野における研究を行い、論文を執筆した経験がある者

（入学の出願）
第18条　本大学院への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願い出なければならない。

（入学者の選考）
第19条　前条の入学志願者については、所定の選考の後、研究科委員会の議を経て、学長が合否を決定する。
2　入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（入学手続及び入学許可）
第20条　選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（転入学）
第21条　他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、相当と認める年次に入学を許可することができる。
2　前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

（再入学）
第22条　次の各号の一に該当し、再入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。
(1) 第34条の規定により退学した者
(2) 第35条第1号又は第4号の規定により除籍された者
2　前項により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、修業年限及

び在学年限は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

第３節　教育方法、教育課程、単位及び履修方法

（教育方法）

第23条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（教育課程）

第24条　研究科が設置する授業科目、単位数及び履修方法等は、別表４に定める。

（単位の計算方法）

第25条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

（単位の授与）

第26条　授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第27条　成績の評価は、秀・優・良・可・不可の５種とし、秀・優・良・可を合格とする。

２　学位論文及び最終試験の評価は、合格・不合格とする。

（教育方法の特例）

第28条　学長は、教育研究上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第29条　学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、当該大学院における履修を認めることができる。

２　前項の規定により修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を限度として、本大学院において修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第30条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 15 条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）については、転入学及び再入学の場合を除き、研究科委員会の議を経て、10 単位を超えない範囲で修了要件単位として認めることができる。

第４節　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学及び復学）

第 31 条　学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き３か月以上修学できないときは、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

２　学長は、病気のため修学することが適当でないと認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

３　休学期間は１年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に１年以内に限り、期間を延長することができる。

４　休学期間は、通算して修士課程においては２年、博士後期課程においては３年を超えることはできない。

５　休学期間は、第 15 条の在学年限に算入しない。

６　休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第 32 条　他の大学院への転学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第 33 条　外国の大学院に留学を志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

２　前項の許可を得て留学した期間は、第 12 条に定める修業年限に含めることができる。

３　留学に関する事項は別に定める。

（退学）

第 34 条　退学しようとする学生は、その事由を付して、保証人連署の上所定の書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 35 条　次の各号の一に該当する学生は、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 15 条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第 31 条第４項に定める休学期間を超えて、なお修学することできない者

(5) 死亡した者

第５節　課程の修了及び学位の授与等

（課程の修了）

第 36 条　本大学院に第 14 条、第 21 条第２項、第 22 条第２項の修業年限以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

２　本大学院に第 14 条、第 21 条第２項、第 22 条第２項の修業年限以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。

３　前項の規定にかかわらず、特例として２年以上在学し、次の各号に掲げる要件を満たした学生は、研究科委員会の議を経て、学長が博士後期課程の修了を認定する。

(1) 休学歴のない者

(2) 長期履修者でない者

(3) 早期修了しようとする学期までに、大学院学則に規定する年数以上在学した上で修了要件単位を修得可能な者

(4) 博士後期課程に在籍する者のうち優れた研究業績を上げた者

（ア）博士論文を完成した者

（イ）査読付き学術論文を２編以上（内１編が筆頭著者）有する者

（学位）

第 37 条　学長は本大学院の修士課程または博士後期課程を修了した者に対し、本大学院学位規則に基づき学位を授与する。

２　学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第６節　賞罰

（表彰）

第 38 条　学長は、本大学院の学生として表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の意見を聴いて表彰することができる。

（懲戒）

第 39 条　学長は、本大学院の学則その他諸規程に違反し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の議を経て、これを懲戒する。

２　前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第７節　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

（研究生）

第 40 条　学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第 41 条　学長は、本大学院入学資格に該当する者で、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第 42 条　学長は、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第 43 条　学長は、本大学院入学資格と同等以上の学力をもつ外国人で、本大学院において教育を受ける目的で入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要事項は、別に定める。

第８節　入試検定料及び学生納付金

（入学検定料及び学生納付金）

第 44 条　本大学院の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費及び休学在籍料の金額は別表５及び別表６に定める。

２　納付した入学検定料及び学生納付金等は、原則、返還しない。

３　研究生、聴講生、科目等履修生については別に定める。

第３章　補　則

（雑則）

第 45 条　この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（改廃）

第 46 条　この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。但し、第15条から第18条までの規定は、平成31年１月４日から適用する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表１

研究科・専攻の教育研究上の目的

研究科・専攻	課程	教育研究上の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	修士課程	保健医療において研究者としての基本的研究手法を修得した高度専門職業人（臨床実践者並びに指導者）を養成し、加えて、医療人としての倫理観をもって地域医療に貢献できる有為な人材を育成すること
	博士後期課程	創造性に満ちた研究・開発能力を有し、保健医療学における多彩な研究を遂行可能な研究者や、医療施設、保健施設、行政、地域で保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で中心的役割を担える管理・指導能力を有する高度専門職業人や、保健医療学分野の大学において確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた教員を養成すること

別表２

研究科・専攻の人材の養成の目的

研究科・専攻	課程	人材の養成の目的
保健医療学研究科 保健医療学専攻	修士課程	①　保健医療学の４領域を対象とした学問的基盤を熟知し、保健医療に関わる高度専門知識・技術を有する臨床実践者の養成 ※保健医療学を基盤に、健康増進・予防、心身機能回復及び助産学及び医療マネジメントに関わる諸問題・課題を的確に解明する能力を身につけて、創造性かつ実践的な専門的知識・技術を有する高度専門職業人の養成を目的として、教育研究を行う。 ②　臨床的学問探求を培い、地域医療において研究者としての基本的研究手法を修得し、臨床現場（医療・福祉・教育施設、保健施設、行政、地域）で高度な医療専門性を生かしチーム医療の中心として貢献できる指導者の養成 ※地域包括医療システムの中で、症例個々に合った疾病予防や診断・治療と QOL 向上のために、医療専門職との相互理解とチーム医療を推進できる人材を養成する。
	博士後期課程	①　臨床的学問探求を培い、保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域のさらなる創造性に満ちた研究・開発能力を有し、多彩な研究を遂行できる研究者の養成 ②　保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域を対象とした学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において臨床現場で管理・指導能力を有する高度専門職業人の養成 ③　保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学のいずれかの領域の学問的基盤を熟知し、看護学、またはリハビリテーション学の実践において確かな研究能力と教育能力を兼ね備えた大学教員を養成

別表３

保健医療学研究科の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの方針（修士課程）

学位授与の方針	本研究科では、所定の期間在学し、定める科目の所定の単位を修得し、高度専門知識を習得し、以下に示す保健医療学に関わる教育研究の資質能力を修得し、修士論文を作成し、定める試験に合格した学生に修士（保健医療学、Master of Health Sciences）の学位を授与する。 本研究科を修了する学生は、次に掲げる資質能力を身につけるものとする。 共通科目及び専門科目において、身につけるべき素養は以下の①～⑥とする。 ①（専門知識・能力・研究分野以外の人間や社会の多様性への理解） 学際的・多角的な視野に立ち、人文・社会・自然科学など幅広い学問の素養を基に、生命の尊厳を重視し、「保健医療学」に通暁し、高度専門職業人、研究者として社会的に貢献できる能力を有している。 ②（実践力・教育活用力） 保健医療学分野において研究ならびに教育的視点を有する専門職として、地域連携できる現場での臨床実践者、あるいは保健医療関連の教育に携わる能力を有している。 ③（研究課題の発見、考察、設定、研究方法の構築） 多様なニーズに基づき、各専攻領域に関わる諸問題・課題を独自に見いだして考察の上、自らの研究・課題を計画的に進め、諸課題を科学的に改善・解決する論理的思考、分析評価能力、及び論理的態度を備えている。 ④（管理・指導力） 保健医療学の実践に携わる多彩な職種の中で高度専門職業人として協働し、患者の状況を的確に対応した医療を提供できる能力に加え、中心的役割を担える管理・指導能力を有している。 ⑤（コミュニケーション・表現力） 研究者に求められる論理的なプレゼンテーション・コミュニケーション能力に加え、学術文献を活用して専門知識等を修得・理解することができ、論文作成・文章表現能力を有する。 ⑥（社会的な責任と倫理観） 高度専門職業人に求められる豊かな教養と臨床に根ざした社会的な責任と倫理観を有している。 特別研究科目において、身につけるべき素養は以下とする。 共通科目及び専門科目で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアに適応できる能力を修得する。更に、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。
教育課程編成・実施の方針	① 共通科目のカリキュラム・ポリシー 「共通科目（15 科目）」は、保健医療学の総括的なコンセプトの修得、多職種との連携能力、並びに自己の専門性の上に保健医療学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身に付け、バランスの取れた高度専門職業人や研究者となるべき「社会性の涵養」に役立てる科目及び、保健医療に関する幅広い知識・技術の修得に基盤となる科目を配置する。

	② 専門領域科目のカリキュラム・ポリシー 健康増進・予防領域、心身機能回復領域、助産学領域及び医療・マネジメントエグゼクティブ領域の専門性を深めて、保健医療学における高度専門職業人を育成するために、４研究領域に固有の「専門科目（60 科目）」を配置する。 この専門科目は、相互の関連を常に意識した横断的な科目群の設定になっているため、個々の学生が選択した研究主領域の単位取得の他に領域を超えて、関連した科目の単位を取得することも可能とし、理論面の構築と高度の専門知識・技術を修得して、専門分野における優れた実践能力を身に付け、地域の人々の健康全般に関わり、疾病予防、健康維持・増進から疾病の回復、支援、そして、組織の中での執行管理に至るまで、保健医療福祉の活動について幅広い領域の知識取得を可能としている。 ③ 特別研究科目のカリキュラム・ポリシー 特別研究科目（４科目）は、修士論文に必要となる科目を配置する。選択した主となる研究領域科目にかかる研究成果を、修士論文として提出する。修士論文は、関連する３名の教員によって、年度末に開催される修士論文審査会の審査を受け、合格者に修士号を与える。 また、「特別研究科目」では、「共通科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに新しい知識を創造する応用力、課題を探究する能力、課題に対して計画的に研究を推進する能力、さらに、地域包括ケアシステムに適応できる能力を修得する。また、発表や討論を通して、専門的な文献の読解力や、柔軟で論理的な思考力及びコミュニケーション能力を修得する。
入学者受入れの方針	① 人間に対する深い関心を持ち、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人 ② 幅広くより高度に学ぶために、人文・社会・自然科学などの必要な基礎学力を有している人 ③ 保健・医療の専門的臨床実践者として必要な学問、技術の修得に意欲的な人 ④ 地域社会とその保健・医療に関わる課題への科学的探究と解明や、地域貢献に寄与していく意欲のある人 ⑤ 責任感と倫理観を備え、創造性や社会性を兼ね備えた人 ⑥ 協調性があり、高いコミュニケーション能力を備え、多職種連携に意欲を持つ人 ⑦ 保健医療分野の指導的役割を担う意欲のある人

保健医療学研究科の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの方針（博士後期課程）

学位授与の方針	博士後期課程共通方針 ①（自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル） 保健医療学に精通した上に、看護学、またはリハビリテーション学に加え、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識を幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学、またはリハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有している。 ②（研究能力、コミュニケーション能力） 保健医療を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。 ③（多職種協働における管理 ・指導能力） 保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学の実践に関わる医療・行政・地域の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。 ④（教育実践能力） 保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学に於ける研究能力を有し、大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。

	⑤（高い倫理観） 学生の教育や研究活動、医療や介護等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。
学位授与の方針	看護学領域における学位授与の方針 ①（自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル） 看護学に精通した上に、保健医療学の専門知識を基盤に、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識を幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。 ②（研究能力、コミュニケーション能力） 看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。 ③（多職種協働における管理　・指導能力） 看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を有している。 ④（教育実践能力） 看護学における研究能力を有し、看護系大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。 ⑤（高い倫理観） 看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療、介護そして福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。 リハビリテーション学領域における学位授与の方針 ①　（自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル） リハビリテーション学に精通した上に、保健医療学の専門知識を基盤に、教育学、社会学、情報など他分野の専門知識を幅広く学際的要素として修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての能力を有する。 ②　（研究能力、コミュニケーション能力） リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、リハビリテーション実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究能力に加え、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有している。 ③　（多職種協働における管理　・指導能力） リハビリテーション学の実践に関わる医療・福祉・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える管理能力・指導能力を有している。 ④　（教育実践能力） リハビリテーション学における研究能力を有し、リハビリテーション系大学の学生教育に精通し、学生の主体的な学びを促す教育実践能力を有している。 ⑤　（高い倫理観） 理学療法学生または作業療法学生に対する教育場面やリハビリテーション学領域の研究活動、リハビリテーション関連職が医療や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している。

教育課程編成・実施の方針	博士後期課程のカリキュラム・ポリシー ①　保健医療学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学、またはリハビリテーション学に関連する学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。 ②　保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点から的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。 ③　保健医療学分野の看護学、またはリハビリテーション学それぞれに関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。 ④「共通科目」、「基礎科目」及び「専門科目」で修得した知識をもとに、高い倫理観を有し人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、適切な研究方法を用いて自ら研究課題を設定した研究活動を行い、その成果発表に取り組む教育を実践することができる科目を配置する。 看護学領域における共通科目、基礎科目、専門科目のカリキュラム・ポリシー ①　看護学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、看護学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。 ②　看護学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点から的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。 ③　看護学に関わる専門、かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。 看護学領域における特別研究科目のカリキュラム・ポリシー ④　研究能力育成と研究遂行のため、特別研究科目として看護学特別研究を配置する。 看護学特別研究は、看護学領域における研究をさらに深化させる探究心を備えるために研究活動に重点を置いた教育を行う。さらに、看護学領域において自立した研究活動を通して、教育者、研究者、高度専門職業人として、社会を牽引できる能力を修得できる科目とする。 具体的活動としては、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行いうる能力とプレゼンテーション能力を修得する。 学術交流、研究活動に貢献でき、研究成果をグローバルに発信できる能力を育成するために、看護学特別研究において、学会やジャーナルに成果を発表することも目指す。 リハビリテーション領域における共通科目、基礎科目、専門科目のカリキュラム・ポリシー ①　リハビリテーション学の総括的なコンセプトを修得、精通した上に、リハビリテーション学関連学問分野の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナルの素養と倫理的見識を備え、適切な方法論を用いて自立的に研究活動が行える能力と主体的な教育活動と専門職連携教育を実践させるため、その根源となる豊かな知的学識を培えるための科目を配置する。 ②　リハビリテーション学のそれぞれに関わる諸問題・課題を幅広い知識、専門的及び科学的観点から的確に解明し実践するために、多職種や地域社会と連携して高度な企画運営等の運営管理能力、創造性豊かな研究・開発能力を遂行する能力、ならびに高等教育の目的、重要性、意義、方法など、理論的基礎の検証を学ぶことができる科目を配置する。

	③　リハビリテーション学に関わる専門、かつリハビリテーション学の専門かつ多様な実践と研究、教育の応用・発展を修得するために、自らの研究分野以外の学問の幅広い知識、研究方法、倫理的見識、及び教育技法・評価方法を学ぶ科目を配置する。 リハビリテーション学領域における特別研究科目のカリキュラム・ポリシー ④　修士課程での教育を基礎として、より研究活動に重点を置いた教育を行うとともに、リハビリテーション学研究をさらに深化させる探究心を備えた上で、リハビリテーション学領域において自立した研究活動を行い、教育者、研究者、高度専門職業人として社会を牽引できる能力が修得できる科目とする。そのため、研究デザインから論文執筆までを個別指導と複数教員による集団指導を組み合わせ、複数回の中間報告会等により、進捗状況の確認と研究内容の向上を図り、独創性や自立して研究を行い得る能力とプレゼンテーション能力を修得させる。
入学者 受入れの方針	博士後期課程の入学者受入れの方針 ①　人間に対する深い関心と高い倫理観を備え、生命の尊厳を重視し、個を敬愛できる人 ②　保健医療学を基盤とする看護学、またはリハビリテーション学に関する研究に求められる基礎的な能力と専門知識を有し、博士後期課程での研究を達成出来る人 ③　看護学、またはリハビリテーション学に関する研究者・教育者・高度専門職業人として求められる専門知識と技術の修得に強い意欲を持つ人 ④　保健医療に関わる社会的課題に常に関心を持ち、研究者・教育者・高度専門職業人として社会に貢献する熱意のある人 ⑤　柔軟な発想と論理的思考を持ち、多様な分野の専門家と連携・協働できる協調性やコミュニケーション能力を備えた人 看護学領域の入学者受入れの方針 ①（自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル） 看護学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、看護学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人。 ②（研究能力、コミュニケーション能力） 看護学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、看護実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人。 ③（多職種協働における管理　・指導能力） 看護学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人。 ④（教育実践能力） 看護学における研究に求められる基礎的な能力を有し、看護系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。 ⑤（高い倫理観） 看護学生の教育場面や研究活動、看護職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人 リハビリテーション学領域の入学者受入れの方針 ①（自らの研究分野以外の学問領域の幅広い知識を修得した知のプロフェッショナル） リハビリテーション学に精通した上に、他分野の専門知識を幅広く学際的に修得し、人間や社会の多様性を理解した知のプロフェッショナルとして、リハビリテーション学に於ける研究者、高度専門職業人、教育者としての資質を有する人。

	②（研究能力、コミュニケーション能力） リハビリテーション学における諸課題を自ら発見・設定し、論理的に考察する力、独創的な研究を自立して実装し遂行する力、研究結果を論理的に評価・分析する力など、リハビリテーション実践の基盤となる科学的エビデンスの構築に必要な高度な研究を達成する強い意志、研究成果を広く社会に知らせる情報発信能力、コミュニケーション能力を有する人。 ③（多職種協働における管理　・指導能力） リハビリテーション学の実践に関わる医療・行政・地域医療の現場において、多職種間の有機的連携を推進するために中心的な役割を担える調整力および管理能力・指導能力を発揮できる資質を有する人。 ④（教育実践能力） リハビリテーション学における研究に求められる基礎的な能力を有し、リハビリテーション系大学の学生教育において、学生の主体的な学びを促す教育実践能力に発展できる資質を有している人。 ⑤（高い倫理観） リハビリテーション系学生の教育場面や研究活動、リハビリテーション関連職が医療や介護や福祉等の現場で求められる豊かな人間性や責任感、使命感とともに、保健医療に携わる研究者や教育者、高度専門職業人に必要な高い倫理観を有している人。

別表４　湘南医療大学大学院保健医療学研究科教育課程表

（修士課程）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	
				必修	選択
共通科目		保健医療学特論	1前	2	
		医療倫理学特論	1前	2	
		医療社会学特論	1後		2
		生涯教育特論	1後		2
		英語講読	1前		2
		研究特論	1前	2	
		医療管理学特論	1前		2
		形態機能・病態学特論	1後		2
		家族ケア特論	1前		2
		多職種協働・地域連携特論	1後	2	
		看護教育特論	1後		2
		看護理論	1前		2
		コンサルテーション論	1後		2
		フィジカルアセスメント	1前		2
		臨床薬理学	1後		2
		共通科目　（15 科目）計		8	22
専門科目	健康増進・予防領域	在宅・公衆衛生学特論Ⅰ	1前		2
		在宅・公衆衛生学特論Ⅱ	1前		2
		在宅・公衆衛生学演習	1後		4
		女性保健学特論Ⅰ	1前		2
		女性保健学特論Ⅱ	1前		2
		女性保健学演習	1後		4
		精神保健医療学特論Ⅰ	1前		2
		精神保健医療学特論Ⅱ	1前		2
		精神保健医療学演習	1後		4
		生活支援医療学特論Ⅰ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅱ	1前		2
		生活支援医療学特論Ⅲ	1前		2
		生活支援医療学演習Ⅰ	1後		4
		生活支援医療学演習Ⅱ	1後		4
		がん看護学特論Ⅰ	1前		2
		がん看護学特論Ⅱ	1後		2
		がん看護学特論Ⅲ	1後		2
		がん看護学特論Ⅳ	1後		2
		がん看護学特論Ⅴ	1後		2
		がん看護学演習Ⅰ	1前		2
		がん看護学演習Ⅱ	1前		2
		がん看護学実習Ⅰ	1後		2
		がん看護学実習Ⅱ	2前		4
		がん看護学実習Ⅲ	2前		4
		感染看護学特論Ⅰ	1前		2
		感染看護学特論Ⅱ	1前		2
		感染看護学特論Ⅲ	1前		2
		感染看護学特論Ⅳ	1前		2
		感染看護学特論Ⅴ	1後		2
		感染看護学演習Ⅰ	1後		2
		感染看護学演習Ⅱ	1後		2
		感染看護学実習Ⅰ	1後		3
		感染看護学実習Ⅱ	2前		4
		感染看護学実習Ⅲ	2前		3
	健康増進・予防領域　（34 科目）小計			0	86
	心身機能回復領域	運動・動作制御学特論	1前		2
		運動・動作制御学演習	1後		4
		呼吸循環機能学特論	1前		2
		呼吸循環機能学演習	1後		4
		運動機能回復学特論	1前		2
		運動機能回復学演習	1後		4

		脳機能回復学特論	1前		2
		脳機能回復学演習	1後		4
	心身機能回復領域　（8科目）小計			0	24
専門科目	助産学領域	助産学概論	1前		2
		助産学特論Ⅰ	1通		4
		助産学特論Ⅱ	1通		6
		地域･国際助産学特論	1前		2
		助産管理・経営学	1前		2
		母乳育児支援論	1後		1
		比較文化助産論	2前		1
		助産学教育･研究・実践論	2前		1
		助産学演習Ⅰ	1前		2
		助産学演習Ⅱ	1前～2前		2
		助産学実習Ⅰ	1前		2
		助産学実習Ⅱ	1後～2前		8
		助産学実習Ⅲ	2前		1
	助産学領域　（13科目）小計			0	34
	医療・マネジメント　エグゼクティブ領域	医療政策（特論）	1通		2
		福祉と安全（特論）	1通		2
		医療情報戦略と物的資源管理（演習）	1通		2
		人的資源教育と組織戦略（特論）	1通		2
		医療ビジネス（演習）	1通		2
	医療・マネジメント　エグゼクティブ領域（5科目）小計			0	10
専門科目　（60科目）計				0	154
特別研究科目		健康増進・予防特別研究	1～2通		10
		心身機能回復特別研究	1～2通		10
		助産学特別研究	1～2通		10
		医療・マネジメント エグゼクティブ特別研究	1～2通		10
	特別研究科目　（4科目）計			0	40
修了要件	（修了要件） 学位取得にあたっては、以下の通りとする。 【修士（保健医療学）】 共通科目から12単位以上（必修科目8単位、選択科目4単位以上）、専門科目から10単位以上（選択した特別研究に係る研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）、特別研究科目から10単位を履修し、合計32単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する修士論文審査及び最終試験に合格すること。また、助産師国家試験受験資格を取得する者は、上記に加え、助産学領域の選択科目13科目34単位の内、「助産学教育・研究・実践論」科目を除く12科目33単位を取得すること。 ※ なお、高度実践看護師（がん看護学・感染看護学）の受験資格を取得する者は、共通科目の「保健医療学特論」、「医療倫理学特論」、「研究特論」、「医療管理学特論」、「看護教育特論」、「看護理論」、「コンサルテーション論」の中から8単位を履修し、かつ、「形態機能・病態学特論」、「フィジカルアセスメント」、「臨床薬理学」の6単位を履修する。 専門科目からは「がん看護学特論Ⅰ～Ⅴ」または「感染看護学特論Ⅰ～Ⅴ」、「がん看護学演習Ⅰ～Ⅱ」または「感染看護学演習Ⅰ～Ⅱ」、「がん看護学実習Ⅰ～Ⅲ」または「感染看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の24単位を履修すること。			

（博士後期課程）

科目区分	授業科目の名称		配当年次	単位数 必修	選択	自由
共通科目	医療倫理学特論		1通	2		
	教育学特論		1通		2	
	研究特論		1通		2	
	保健福祉学特論		1通		2	
	小計（4科目）		－	2	6	
基礎科目	高等教育学		1通		2	
	保健医療学基盤研究		1通		2	
	保健医療学実践研究		1通		2	
	小計（3科目）		-		6	
専門科目	看護学領域科目	健康支援ケアシステム学特論	1前		2	
		健康支援ケアシステム学演習	1後		4	
		地域生活ケアシステム学特論	1前		2	
		地域生活ケアシステム学演習	1後		4	
		生涯発達ケアシステム学特論	1前		2	
		生涯発達ケアシステム学演習	1後		4	
		小計（6科目）	－		18	
	リハビリテーション学領域科目	地域生活支援学特論	1前		2	
		地域生活支援学演習	1後		4	
		身体機能支援医療学特論	1前		2	
		身体機能支援医療学演習	1後		4	
		小計（4科目）	－		12	
特別研究科目	看護学領域科目	看護学特別研究	1-3		10	
	リハビリテーション学領域科目	リハビリテーション学特別研究	1-3		10	
		小計（2科目）	－		20	
合計（19科目）				2	50	
修了要件	【博士（看護学）】 共通科目から4単位（必修科目2単位、選択科目2単位以上）、基礎科目から2単位以上、専門科目内「看護学領域科目」から6単位以上（選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）及び特別研究科目10単位を履修し、合計22単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。 【博士（リハビリテーション学）】 共通科目から4単位（必修科目2単位、選択科目2単位以上）、基礎科目から2単位以上、専門科目内「リハビリテーション学領域科目」から6単位以上（選択した特別研究に関わる研究領域の特論科目2単位以上・演習科目4単位以上）及び特別研究科目から10単位を履修し、合計22単位以上を取得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、本研究科が実施する博士論文審査及び最終試験に合格すること。					

別表５
入学検定料

項目	金額
入学検定料	35,000

別表６
学生納付金（入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、休学在籍料）

保健医療学研究科保健医療学専攻

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
施設設備費（年間）	200,000
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科保健医療学専攻内健康増進・予防領域内において高度実践看護師（がん看護）受験資格を取得する者

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
施設設備費（年間）	200,000
実験実習費（年間）	25,000
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科保健医療学専攻において助産師国家試験受験資格を取得する者

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料（年間）	780,000
実験実習費（年間）	500,000
施設設備費（年間）	200,000
休学在籍料（半期）	30,000

保健医療学研究科博士後期課程

項目	金額
入学金（入学時）	300,000
授業料等（年間）	800,000
休学在籍料（半期）	30,000